

愛媛県教育委員会 3月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成26年 3月25日（火）午後 3時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 松岡義勝 委員 関 啓三 委員 堺 雅子
委員 脇斗志也（途中入室） 委員 攝津眞澄 教育長 仙波隆三

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 井上 正	指導部長 竹本公三
教育総務課長 眞鍋幸一	教職員厚生室長 白方清教
生涯学習課長 越智 孝	文化財保護課長 山本亜紀子
保健体育課長 高橋 仁	国体競技力向上対策室長 村山俊一郎
義務教育課長 吉田慎吾	高校教育課長 北須賀逸雄
人権教育課長 峯本陽子	特別支援教育課長 西原昇次

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後 3時00分開会を宣する。

委員長 脇委員から、交通事情により会議に遅れる旨の連絡があったが、委員の定足数を満たしていることから、予定どおり進行することを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の議案第18号愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命について及び議案第19号県立学校教員の懲戒処分については、人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(2) 2月定例会会議録の承認

委員長 2月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

○平成26年 2月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 平成26年 2月定例県議会における教育委員会関係の質問事項

と答弁要旨について報告する。

○教職員の懲戒処分の指針の一部改正について

教育総務課長 教職員の処分の透明性及び公平性を確保し、服務規律の維持と不祥事の未然防止の徹底を図るため、代表的な非違行為の事例における標準的な懲戒処分の項目を掲げた教職員の懲戒処分の指針の一部を改正した旨報告する。

委員長 懲戒処分の指針に関し、懲戒処分された場合の公表基準について、他県においても公表基準が見直されており、依然として悪質な事故や事件がなくなるという状況であることから、本県の公表基準を見直すことの必要性について質問する。

教育総務課長 現在の公表基準では、処分の年月日、処分内容、所属、職位等事案に関する概要について公表し、所属課所、氏名等個人が特定できる情報は公表しない基準となっているが、非行が重大で社会に及ぼす影響が著しい事案の場合や、警察等で所属や氏名等が公にされている場合は公表し、被害者や関係者のプライバシー等、権利や利益の保護を特に必要と判断した場合は、氏名等の公表を控えている旨、及び不祥事の防止には、教職員一人一人が不祥事を自らの問題とし、教職員に求められる高い倫理観や社会性を再認識することが重要とした上で、単に氏名等の公表により不祥事がなくなるという考えではないものの、なかなか不祥事がなくなることもあり、今後氏名等の公表についても検討していく旨回答する。

委員長 事務局は、他県の公表基準の見直しによる効果等も考慮して公表基準の見直しを検討してほしい旨意見を述べる。

○愛媛県教員の資質向上審査委員会の結果報告について

義務教育課長 愛媛県教員の資質向上審査委員会の審査結果を基に、指導力不足等教員として、2名の教員を認定継続し、1名の教員を新たに認定したが、うち2名は、平成25年度末で退職する予定である旨報告する。

○週休日の振替等の基準の変更について

義務教育課長 平成25年11月29日付けで学校教育法施行規則が改正されたことに伴い、長期休業期間中への振替等の機会を確保し、職員の健康維持と業務の円滑な運営を図るため、週休日の振替等の基準を変更した概要について報告する。

関委員 週休日の振替等の基準を変更することで期待される効果について質問する。

義務教育課長 これまでの基準では、5月、9月及び10月に振替ができない期間があったが、今回基準が変更されたことにより、それが解消された旨回答する。

(4) 議 事

議案審議

委員長 議案第9号を上程する。

○議案第9号 平成26年度愛媛県教育基本方針・重点施策について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 教育行政を効果的に推進するため、愛媛県教育基本方針・重点施策を定める原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第10号を上程する。

○議案第10号 愛媛県子ども読書活動推進計画の改訂について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県子ども読書活動推進計画の計画期間が、平成26年3月で終了することから、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、子どもの読書活動をより一層推進するため、計画を改訂する原案を説明する。

堺委員 学校図書館等の充実に関し、県内の学校図書館図書標準達成校の割合について、県内各市町教育委員会と十分に連携し、平成30年度の目標に掲げている70パーセントを達成できるよう取り組んでほしい旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第11号を上程する。

○議案第11号 愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針の策定について

委員長 議案説明を求める。

人権教育課長 いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針を定める原案を説明する。

堺委員 学校基本方針の策定に関し、県教育委員会が策定状況を確認する予定について質問する。

人権教育課長 各市町教育委員会及び県立学校が策定する基本方針については、内容を含め状況を確認する予定である旨、並びに公立の小中学校が策定する基本方針については、策定の有無に限り状況を確認する予定である旨回答する。

関委員 いじめ問題は、家庭環境や社会情勢の変化に大きく影響され

ることから、その背景にある状況を迅速に把握し、この方針を基にして、いじめの防止に向けた適切な運用に努めてほしい旨意見を述べる。

攝津委員 いじめは、保護者の立場からも分かりづらく複雑な状況で起こっており、家庭においても子どもたちに起こっている状況に常に關心を持つことが必要であることから、子どもと同様に大人も学習できるような環境整備にも努めてほしい旨意見を述べる。

委員長 県が実施すべき施策に関し、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備など、より実効性のある施策としてほしい旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第12号を上程する。

○議案第12号 愛媛県総合科学博物館管理規則等の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 教育機関の組織を改めるため、愛媛県総合科学博物館管理規則等の一部を改正する原案を説明する。

委員長 各科を廃止し、グループ制を導入することで期待される効果について質問する。

教育総務課長 今回の改正は、グループ制を導入し、効率的かつ効果的な業務執行体制を整備することにより、より魅力ある博物館としての機能向上を図ることを目的としている旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第13号を上程する。

○議案第13号 愛媛県生涯学習センター管理規則等の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、愛媛県生涯学習センター管理規則等の一部を改正する原案を説明する。

委員長 引き上げる使用料の額の算定根拠について質問する。

生涯学習課長 引き上げる予定の額は、おおむね消費税及び地方消費税の引き上げ率3パーセントを勘案し、10円未満を切り捨てた額としている旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第14号を上程する。

○議案第14号 県立学校における授業料等減免規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 県立学校における授業料その他の費用の徴収条例及び県立高等学校における通信教育入学料及び聴講料の徴収条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、県立学校における授業料等減免規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第15号を上程する。

○議案第15号 愛媛県障害児就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

特別支援教育課長 学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、愛媛県障害児就学指導委員会の機能を拡充するため、愛媛県障害児就学指導委員会設置規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第16号を上程する。

○議案第16号 愛媛県総合科学博物館処務規程等の一部を改正する訓令について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 教育機関の組織改正により関係規則が改正されることに伴い、愛媛県総合科学博物館処務規程等の一部を改正する原案を説明する。

委員長 グループ制の導入に関する規程について質問する。

教育総務課長 グループ制の導入は、これまで係において行ってきた分掌事務を統合するものであり、新たに定めるグループ制の規程はない旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第17号を上程する。

○議案第17号 許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 県立学校における授業料その他の費用の徴収条例及び県立高等学校における通信教育入学料及び聴講料の徴収条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する原案を説明する。

委員長 受講料と聴講料の差異について質問する。

高校教育課長 受講料は、通信制の高等学校に入学し、単位を取得するために支払う授業料にあたる費用である旨、及び聴講料は、県内の単位制や通信制の高等学校において、入学をしないで一般に解放されている講座を受講する際に必要な費用である旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 非公開とする旨宣する。

協委員 途中入室し、着席する。

委員長 議案第18号を上程する。

○議案第18号 愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第10条の規定により委員15名を任命する原案を説明する。

委員長 学校関係者の選任区分に関し、校長以外が選任される場合はあるか質問する。

義務教育課長 平成26年度における学校関係者の選任は、全て校長を選任する案となっているものの、過去には校長以外の教員が選任された年度もある旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第19号を上程する。

○議案第19号 県立学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 交通事故及び交通違反（ひき逃げ）をした県立学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

協委員 交通事故を起こした原因について、飲酒運転の疑いはなかったのか質問する。

高校教育課長 事故を起こし一度帰宅した後に、本人が妻と同伴の上警察署に出頭した際に確認され、飲酒運転ではなかった旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉 会

委員長 午後 4 時15分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。